

2024年5月27日

院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコル

総合せき損センター薬剤部

処方変更に係る原則

- ・先発医薬品において「変更不可」の欄にチェックがあり、かつ保険医署名欄に処方医の署名または記名・押印がある場合は、処方薬を後発品に変更できない。
- ・「含量規格変更不可」または「剤形変更不可」の記載がある場合は、その指示に従う。
- ・薬剤の安定性や溶解性、体内動態を把握し、患者の利便性が向上することを確認すること。
- ・患者に十分な説明(服用方法、安定性、価格等)を行い、同意を得たうえで変更すること。
- ・麻薬に関するものは除く。

1. 処方変更・調剤後の連絡

処方変更し調剤した場合は、その内容をお薬手帳に記載(手帳シール貼付等で可)の上、疑義照会簡素化プロトコルに基づく変更連絡票を FAX にて医事課に送信する。ただし、一般名処方に基づいて調剤した場合、お薬手帳に記載し、FAX による報告は不要。

2. 疑義照会の不要例

① 成分名が同一の銘柄変更

例：ボナロン錠 5mg → フォサマック錠 5mg(先発→先発)
→ アレンドロン酸錠 5mg(先発→後発)
ロキソプロフェン錠 60mg → ロキソニン錠 60mg(後発→先発)

- ・患者に服用方法、金額の説明を行い、同意を得て変更すること。
- ・先発品間での変更、後発品から先発品への変更可。
- ・適応外にならない場合のみ変更可。

② 剤形変更

例：カンデサルタン錠 4mg → カンデサルタン OD 錠 4mg
セルベックス細粒 10% 0.5g → セルベックスカプセル 50mg 1カプセル
(粉砕)ロキソプロフェン錠 60mg 1錠 → ロキソプロフェン細粒 10% 0.6g
レバミピド錠 100mg 1錠 → (粉砕)レバミピド錠 100mg 1錠

- ・利便性の向上のための変更に限る。
- ・安定性が低下する場合を除く。
- ・患者に服用方法、金額の説明を行い、同意を得て変更すること。

- ・用法・用量が変わらない場合のみ変更可。
- ・適応外にならない場合のみ変更可。
- ・外用薬の変更は不可。

③ 別規格製剤がある場合の薬剤規格の変更

例：5mg錠 1回2錠 → 10mg錠 1回1錠
 10mg錠 1回0.5錠 → 5mg錠 1回1錠

- ・利便性の向上のための変更に限る。
- ・安定性が低下する場合を除く。
- ・患者に服用方法、金額の説明を行い、同意を得て変更すること。

④ 湿布薬や軟膏での包装規格変更に関すること(合計処方量が変わらない場合)

例：セルタッチパップ 70mg(7枚入り)×6袋
 → セルタッチパップ 70mg(6枚入り)×7袋
 リンデロンVG軟膏 0.12%(5g) 2本 → リンデロンVG軟膏 0.12%(10g) 1本

⑤ 「患者の希望」あるいは「アドヒアランス不良で一包化によりその向上が見込まれる」の理由により一包化調剤すること(コメントに「一包化不可」とある場合を除く)、および一包化指示があっても患者の状況を鑑みシート調剤を行うこと

- ・上記以外は合意範囲外とする。
- ・患者に服用方法、金額の説明を行い、同意を得て調剤すること。
- ・薬剤の安定性に留意すること。

⑥ 「隔日投与」、「週1回服用」等と指示された処方薬が、連日投与の他の処方薬と同一の日数で処方されている場合の処方日数の適正化

例：(他の処方が30日処方の時)
 メルカゾール錠 1錠 1日1回 朝食後 1日おき 30日分 → 15日分

- ・処方間違いが明確な場合に限る。

⑦ 薬事承認された用法以外の用法が処方箋に記載されている場合の承認されている用法への変更(漢方薬、 α -GI製剤、ビスホスホネート製剤、EPA製剤、制吐剤に限る)

例：葛根湯エキス顆粒 1回1包 1日3回 食後 → 1日3回 食前
 例：ボグリボースOD錠 0.3mg 1回1錠 1日3回 食前 → 1日3回 食直前
 例：ボナロン錠 5mg 1回1錠 1日1回 朝食後 → 起床時

- ・「用法変更不可」のコメントがある場合には変更しないこと。
- ・服用方法について口頭で指示されている場合や、患者面談の上、薬学管理ならびに薬物療法上合理性があると薬剤師が判断できる場合は処方通りとする。
- ・患者に服用方法を説明すること。

⑧ 外用の用法(適用回数、適用部位、適用タイミング等)が口頭で指示されている場合(処方箋上、用法指示が空白あるいは「医師の指示通り」が選択されている)の用法追記

例：(口頭で腰痛時に腰に貼付するよう指示があったと患者から聴取した場合)

モーラステープ L 40mg 3袋 1日1回 → 1日1回 腰

- ・薬歴上あるいは患者面談上、用法が明確な場合に限る。
- ・適用回数、適用部位は添付文書に記載されている範囲内で行うこと。

⑨ 薬歴上、継続処方されている処方薬に残薬があるため、投与日数を調整(短縮)して調剤すること(外用剤の本数の変更を含む)。

例：アムロジピン OD錠 5mg 30日分 → 27日分(3日分残薬があるため)

ラミシールクリーム 1%(10g) 30g → 20g(1本残薬があるため)

- ・患者に説明し、同意を得て変更すること。

3. 問い合わせ先

受付時間：平日 9時～17時

TEL：0948-24-7500

FAX：0948-25-1465

- ・処方内容に関すること(疑義照会必要時を含む)：処方医
- ・処方箋料等医療費の変更・保険関係について：医事課
- ・本プロトコルに関すること：薬剤部

4. その他

- ・「お薬手帳」、「トレーシングレポート」等による情報のフィードバックをお願いします。
- ・疑義照会簡素化プロトコルに基づく変更連絡票等の情報は、総合せき損センターホームページでご確認ください。